

静岡発第537号
令和5年3月31日

所有者不明土地問題等の予防・解決に向けた一群の法律（民事基本 法制の見直し）の施行に関する声明

静岡県司法書士会
会長 白井 聖記

空き家・所有者不明土地問題を予防・解決するために成立した一群の法律のうち、民事基本法制の見直しが、いよいよ、順次施行されます。

まずは、令和5年4月1日から、土地・建物に特化した財産管理制度の創設、共有制度の見直し、遺産分割に関する新たなルールの導入、相隣関係の見直しが始まります。

とりわけ土地・建物に特化した新たな財産管理制度におきましては、私たち司法書士が財産管理人の給源となるべく、研修等に鋭意取り組んでいます。

令和5年4月27日からは、相続土地国庫帰属制度が始まります。施行を控え、詳細な要件が明らかとなりましたが、専門的知見を要する箇所も多く、司法書士として果たすべき役割は大きいと受け止めております。

令和6年4月から始まる相続登記義務化の周知活動も、一層、強化いたします。

こういった新たな制度を市民の皆様にご円滑に利用していただく取り組みとして、当会では、市民の皆様に対しまして、改正法の正確な内容の周知、個別事案につき新制度の利用適否の判断、具体的な助言を行っており、そして法務局と連携した相談会の開催など様々な広報活動を続けているところです。

また、既に県内14の自治体と、空き家等の対策に関する協定を締結し、各自治体との連携の強化を図るとともに、相続登記促進のため、所謂“お悔やみ窓口”や住民課、資産税課といった市民からの相続の相談を初めに受け付ける部署の方々に対し、相続登記の重要性や義務化の旨の説明を行っています。

令和5年度は、法務省公認の不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を用いた広報活動や法務局と合同で相続登記義務化及び促進の協力の要請を各自治体に対して行います。

相続登記促進、空き家・所有者不明土地問題への対応等について、私たち司法書士は、これからも、戸籍全部事項証明書の収集、相続関連書類の作成にとどまらず、司法書士に課せられた使命により、個々の具体的な事案に即した説明や助言を行い、依頼者に寄り添いながら権利を擁護するための法律事務を行ってまいります。